

弁護士法人
愛知総合法律事務所 ■ ルネサンス

Renaissance

2019.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.49



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男

弁護士 中野直輝

弁護士 渡邊健司

弁護士 上瀬幹也

弁護士 小宮仁

弁護士 遠藤悠介

弁護士 米山健太

弁護士 中内良枝

弁護士 横田秀俊

弁護士 安井孝佑記

弁護士 黒岩将史

弁護士 丸山浩平

税理士 大橋由美子

税理士 大橋信義

社会保険
労務士 大内直子

弁護士 尾関栄作

弁護士 水野憲幸

弁護士 加藤耕輔

弁護士 田村祐希子

弁護士 加藤純介

弁護士 池戸友有子

司法書士 萩野直樹

司法書士 日下部敬太

弁護士 檀浦康仁

弁護士 南善隆

弁護士 横井優太

弁護士 深尾至

弁護士 牧村拓樹

弁護士 小出麻緒

弁護士 森正晴

社会保険
労務士 原田聰

弁護士 勝又敬介

弁護士 森下達

弁護士 長江昂紀

弁護士 佐藤康平

弁護士 岩田雅男

弁護士 田中隼輝

弁護士 長沼寛之

社会保険
労務士 小木曾裕子

弁護士 木村環樹

弁護士 奥村典子

弁護士 服部文哉

弁護士 柿本悠貴

弁護士 田中隼輝

弁護士 長沼寛之

社会保険
労務士 小木曾裕子



この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

共同代表2019年ご挨拶

代表弁護士 南 善隆



明けましておめでとうございます。

昨年もルネサンスの読者の皆様には多大なご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

私事ではございますが、昨年10月より週に1日、名古屋家庭裁判所において非常勤裁判官として勤務しております。

非常勤裁判官とは、弁護士がその身分を有したまま、非常勤の形態で、調停官として裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度です。

これまで弁護士として、一方当事者の利益を最大化することを主眼に代理人として活動して参りましたが、週に1日、中立的な立場で事件と向き合うという得難い経験をさせていただいております。この経験が弁護士業務においても様々な面で役立つものと確信しております。

非常勤裁判官という公的な活動以外にも、昨今、弁護士業務に対するニーズが益々多様化していることを実感しております。弊所では以前から大学病院へ定期的に弁護士が出向しておりますが、それ以外にも社外役員への就任依頼や内部通報窓口の対応依頼など、示談交渉や裁判等の日常業務以外の業務についても幅広くご依頼をいただいております。弊所内でも多様化するニーズに随時対応できるよう所内体制を強化しております。

昨年末には三重県伊勢市に新支所を開設し、ようやく愛知県、岐阜県、三重県の東海三県全てに支所を開設することが出来ました。今後も良質なリーガルサービスを各地域の皆様の身近で提供できるよう、所員一同努めて参りますので、本年も倍旧のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

弁護士の病院勤務日記2

弁護士 米山健太



平成29年11月より、大学病院へ出向し病院内弁護士として勤務しています。日々、様々な立場の方から相談を受けていますので、何回かにわけて日々の業務をご紹介します。

診療記録の管理

私が出向している大学病院は、病床数が1000床を超え、1日あたりの平均外来患者数も3000人を超える大規模病院ですので、患者さん本人だけでなく、そのご家族や公的機関などの様々な立場の方々から診療記録の開示が依頼されます。

しかし、診療記録はいわゆる個人情報の中でも特にプライバシー性が高いものであって、安易な開示・活用をすることはできません。私は、病院内弁護士として、特に法的な問題が生じうる事案に関して、

患者さんが提出された同意書や公的機関からの照会文書の内容をチェックしています。特に患者さん以外の方からの開示依頼は、開示に応じられるか否かだけでなく、開示を依頼する理由を確認しその必要な範囲に限り診療記録を開示するなどして、診療記録の慎重な管理を心がけています。

一方で、異状死届出義務(医師法21条)、麻薬中毒者の届出義務(麻薬及び向精神薬取締法59条の2)など、医療機関は一定の情報を関係機関に報告・届出する義務も負っています。その際、どこに、どのような手続で、いつまでに、どのような情報を提供すべきかを法律だけでなく各種通達・ガイドラインを参考に検討し助言しています。

明けましておめでとうございます。

昨年はルネサンスの読者の皆さんにご支援を賜り心より御礼を申し上げます。

法律事務所の生き残りのためのＩＴ化

おかげさまで岡崎事務所、伊勢駅前事務所の支所開設

昨年三月に三河地方への初進出として、名鉄東岡崎駅近くに岡崎事務所（所長 安井孝佑記）開設しました。また、十二月には三重県伊勢市に、伊勢駅前事務所（所長 森下達）を開設し、一年でふたつの支所を開設致しました。

電話を比べればその違いは歴然とします。災害時の持ち出し物の一番に上がるのは携帯電話です。携帯電話は社会の中で深く根付いています。社会の早い変化に対応する事が求められ、その中心がＩＴです。

法律事務所もＩＴ化に遅れては依頼者のニーズには応えられません。国も裁判手続きのＩＴ化検討会を平成二十九年十月に立ち上げて、三十年の三月「裁判手続きのＩＴ化に向けたとりまとめ」を公表しています。

裁判手続きのＩＴ化は大きく前進していく事が確実となりました。

弁護士過疎地域への支所開設を進めていきたい。

ＩＴの競争社会

どこの会社でもＩＴ化に必死です。社会は猛スピードで変化しています。二十年前の携帯電話と現在の携帯

にＩＴ化は喫緊の課題です。ＩＴ部を設置して専属員二名その他ＩＴに精通した二名の計四名体制でＩＴ化を進めています。

愛知総合法律事務所が著作権を持つ独自のシステムを大手ソフト会社に依頼し、ASシステムと呼んで現在活用しています。事件の進行管理、会計管理等はこのASシステムで行っています。

その他、ASシステムとは別に、事務所内部でのコミュニケーションツールとして株式会社ネオジャパンが提供するグループウェアの電子会議室を活用しており、研究会の会議室等一〇〇以上の会議室が稼働しております。

毎日の法律相談件数、事件受任件数、事件終了件数がリアルタイムで見ることができるシステムも活用しています。また、本部事務所と支所事務所は、テレビ会議システムで繋がれており、事件記録も必要に応じ電子ファイル化しております。

愛知総合法律事務所のＩＴ化の現状

愛知総合法律事務所は構成員が一〇〇名を超えた。期日のバッティング、依頼者への迅速な対応、即日相談、スピードある顧問先対応、利益相反チェック、効率的な広報等のため

ネットは裁判手続きがＩＴ化されていらない事から来る制約です。しかしそれも前述の通り動き出しそうで、愛知総合法律事務所もＩＴ化の波に乗り遅れない為にもＩＴ化は必須です。

愛知総合ＩＴ化の今後

今年をＩＴ充実の年と位置づけて、ASシステムの進化、メール連絡の活用、統計のリアルタイム化、事務全体の電子化、ペーパレス化等を進めて、ＩＴの実質化を実践していきたい。



代表弁護士
村上 文男

伊勢駅前事務所を開所いたしました。



弁護士法人愛知総合法律事務所
伊勢駅前事務所 所長

所長弁護士 森下 達

平成三十年十一月三日(月)より、三重県伊勢市におきまして、愛知総合法律事務所で十番目となる支所として「伊勢駅前事務所」を開設させていただきました。私は、伊勢駅前事務所の所長を務めさせていただく森下達と申します(「達」と書いて「とある」と読みます)。私は、これまで長らく当事務所の春日井事務所で所長を務めてまいりましたが、今後は伊勢駅前事務所所長として、皆様のお力添えができるよう精進してまいります。

当事務所は、これまで、愛知県内に、小牧津島・名古屋新瑞橋・春日井・日進赤池・名古屋藤が丘・高蔵寺(春日井市)・岐阜大垣・岡崎と各支店を展開してまいりました。小牧事務所から高蔵寺事務所に至までの支店展開は名古屋市(裁判所としては名古屋地方裁判所

その後の支店展開である岐阜大垣事務所は愛知総合法律事務所において初の県外事務所であり、岡崎事務所は名古屋本庁外(裁判所としては名古屋地方裁判所岡崎支部、弁護士会としては愛知県弁護士会西三河支部)の事務所となつてあり、当事務所の支店展開は名古屋から外へも展開を進めるものとなつておりました。

その支店展開の流れのなかで、今回の三重県伊勢市における伊勢駅前事務所の開設に至りました。しかし、三重県伊勢市は、名古屋から移動するには一時間近くの時間を要し、名古屋から概ね二時間圏内である大垣や岡崎とはまた異なる立地となっています。その意味で、当事務所が貫して目指してきたワントップサービスの新たな転換となるべきモデルケースになり得る事務所です。そのため私としては、今後の事務所の支店展開への試金石となるべき重要な事

本庁であり、務所の開設運営に携わらせていた
弁護士会とし
ては愛知県弁
護士会本会)を中心とした
ものでした。

さて、当事務所が伊勢駅前事務所を開設させていただくにあたり、私が常々思い続けていたことは、伊勢駅前事務所をいかに地元に密着させていただくかというものです(これは、なにぶん伊勢駅前事務所に限らず、当事務所の支店展開において常に目指し続けてきたものではございますが、「愛知」総合法律事務所という名前を冠している当事務所が「愛知県外」に事務所を開設させていただく以上、伊勢駅前事務所が愛知県内にある各支店以上に「伊勢」という地域に密着できなければ、伊勢駅前事務所が存在する意義はないと考えております。私も伊勢駅前事務所の開設にあたり三重県に転居し、また伊勢駅前事務所の事務局も伊勢の地元で育ったスタッフを新たに迎えました。また、伊勢駅前事務所の立地についても、事務処理に便利な伊勢市役所や裁判所の近辺ではなく、敢えて観光地となつてゐる伊勢市駅前に開設させていた

する各市町村にお住まいの皆様に
もご利用いただきやすい立地とさせていただきました。また、当事務所までお越しいただくのが困難な皆様には、ご相談いただければ、出張による法律相談会も開催させていただきます。地元密着といふものは、当事務所だけによつて成り立つものではなく、地域の皆様に支えられてこそ成り立つものです。このように、地域の皆様に必要とされる愛知総合法律事務所伊勢駅前事務所になれるよう、スタッフ一同精進してまいりますので、皆様のご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



新時代に突入！ ～新たな時代の始まり～



弁護士 渡邊健司

何が変わるの？民法改正

民法は、所有関係や取引、損害賠償など私達の日常生活で問題となる権利義務関係について定めた法律で、制定は明治時代に遡ります。その後120年にわたって運用され続け、膨大な解釈、判例が積み重ねられてきましたが、今回は、「債権」に関する分野が大幅に改正されることになりました。改正のほんの一部ではありますが、簡単に紹介したいと思います。

1. 法定利率

お金の貸し借りなどで、具体的な利率を定めなかつた場合の利率は、法律上決められた利率として年5%とされていました。これは制定当時の金利に基づいて定められたのですが、さすがにこの低金利時代に年5%で運用することは現実的ではありません。

今回の改正で法定利率は年3%に引き下がられ（それでもまだ高いとの声もありそうですが）、定期的に見直される仕組みになりました。

支払うべきお金が支払われない場合の遅延損害金の率は法定利率によるとされていますし、将来の賠償金などを算定する上で中間利息控除の計算をする際にも法定利率を参照していますので、実務上の影響は大きいものと思われます。例えば、交通事故の損害賠償の場面では、今回の改正により将来の逸失利益の算定額は多くなる反面、事故後賠償金が支払われるまでの遅延損害金額は少なくなります。

2. 時効

これまで消滅時効の期間は原則として10年とされていた反面、医療費は3年、売買代金は2年、飲食店での飲食代は1年とされるなど、債権の性質や職業など

により様々な短期の消滅時効が定められており、一般の方にとって極めてわからにくいものでした。

今回の改正で、職業等別の短期消滅時効は廃止され、原則として、権利を行使することができることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年、の2通りに統一されました。

交通事故など、不法行為による損害賠償請求権の時効については、別途、加害者及び損害を知った時から3年（人の生命身体を侵害する場合には5年）、不法行為の時から20年、の2通りが定められています。交通事故による損害賠償請求権については、この規定が適用されることになります。

3. 保証

これまで、「迷惑はかけないから」等と言われて保証人になったがために莫大な債務を負ってしまい、自己破産を余儀なくされる事例がありました。

今回の改正では、個人の方の保証に関する規制や保護が大幅に強化されています。例えば、事業のための資金債務について、個人が保証する保証契約を締結する場合には、事前に、保証人が、債務の内容を確認してその全部を履行する意思があることを確認する公正証書の作成が必要となりました。

ただし、この場合でも、主債務者が法人の場合の取締役、過半数の議決権を有する株主、主債務者が個人である場合の共同事業者、事業に従事する配偶者などについては公正証書による意思確認は不要とされています。

消費税10%へ増税
税理士が語る、
これだけは
準備したほうがいい事



税理士
大橋由美子

延期されておりました消費税の増税も、いよいよ二〇一九年十月一日より実施されます。現行の8%から10%へ変更されますが、(1)飲食料品(酒類・外食品を除く)(2)週二回以上発行される新聞で定期購読契約に基くものについては8%の軽減税率により課税されます。

前回の5%から8%への増税の際には、増税前に高額な商品の購入や日用品の買い溜め等の駆け込み需要が「ユースになっていたかと思います。今回は、税率の変わらない食料品を買い溜める必要はないかと思いますが、住宅や車などの高額な商品を購入される予定があれば、増税前の購入を検討してみてはいかがでしょうか。例えば、税抜五〇〇万円の車であれば、増税前は五四〇万円、増税後は五五〇万円と十万円の差額が生じます。住宅であれば、その差額はより大きくなります(土地には消費税がかかりませんのでご注意ください)。

また、軽減税率の対象についても注意が必要です。国税庁のQ&Aによると、酒類は酒税法の酒類に該当するかどうかにより判断するので、みりんや料理酒で酒税法の酒類に該当するものは、軽減税率が適用されず10%の税率となります。

消費税の軽減税は今回新たに導入された制度ですので、今後の動向には注意が必要です。

働き方改革関連法で何が変わるの？



長時間労働の是正について

ロフェッショナル制度の導入などです。

原田 残業時間に上限が設けられることだけ、具体的にはどう

変わるのですか？

原田 昨年の六月終わり頃に成立し

た働き方改革関連法。新聞報道を見ても各企業がいろいろと取り組みをしていますね。

小木曾 当事務所も例外ではなく、残業時間の削減や一ヶ月の積極的活用で作業効率の充実化などを取り組んでいます。

大内 少子高齢化等で労働力人口が減少する中、長時間労働等による健康被害等が働き方改革の背景にありましたよね。

小木曾 勤務時間を削減しながら、生産性をいかにして高めていくかが各企業の共通する課題ではないでしょうか。

原田 働き方改革の具体的な内容は、主なものとして①時間外労働の上限規制の導入②同一労働同一賃金制度の促進③高度ア

規制は設けられておりました

が、これが労働基準法により、原則月四十五時間、年三六〇時間までと上限が設定されます。また臨時的な特別な事情がある場合についてはこれまで上限時間の設定がありませ

んでしたが、これも法律により、休日労働を含めて、年七二〇時間、単月一〇〇時間未満、複数月平均八十分間までとされます。上限を超えて時間外労働をさせると、罰則がある」とにも注意が必要です。

大内 大企業は今年四月から、中小企業は来年四月から適用されることになるので、今から労働時間削減に向けて取り組んでいかないと大変なことになります。

原田 有給休暇の取得が義務化され

ますよね。年十日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、その内の年五日分については、企業等は、時期を指定して有

給休暇を取得させることが義務化されました。

原田 ただでさえ人手不足なのに、さらに有給の取得の義務化となれば、労働力確保が企業にとっては大きな問題ですね。

小木曾 これも今年四月から施行されるので、ブラック企業とされるところには人が集まらないでしょうから、今からでも労働環境の改善への取り組みがとても大切です。

原田 同一の会社内での正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の改善も実施しなくてはなりませんね。

小木曾 不合理な待遇差を禁止するものなので、何が不合理で何が合理的であるのかを知る必要があります。これは、賃金だけの問題ではなく、キャリア形成や福利厚生の分野で

も取り組んでいく必要があります。

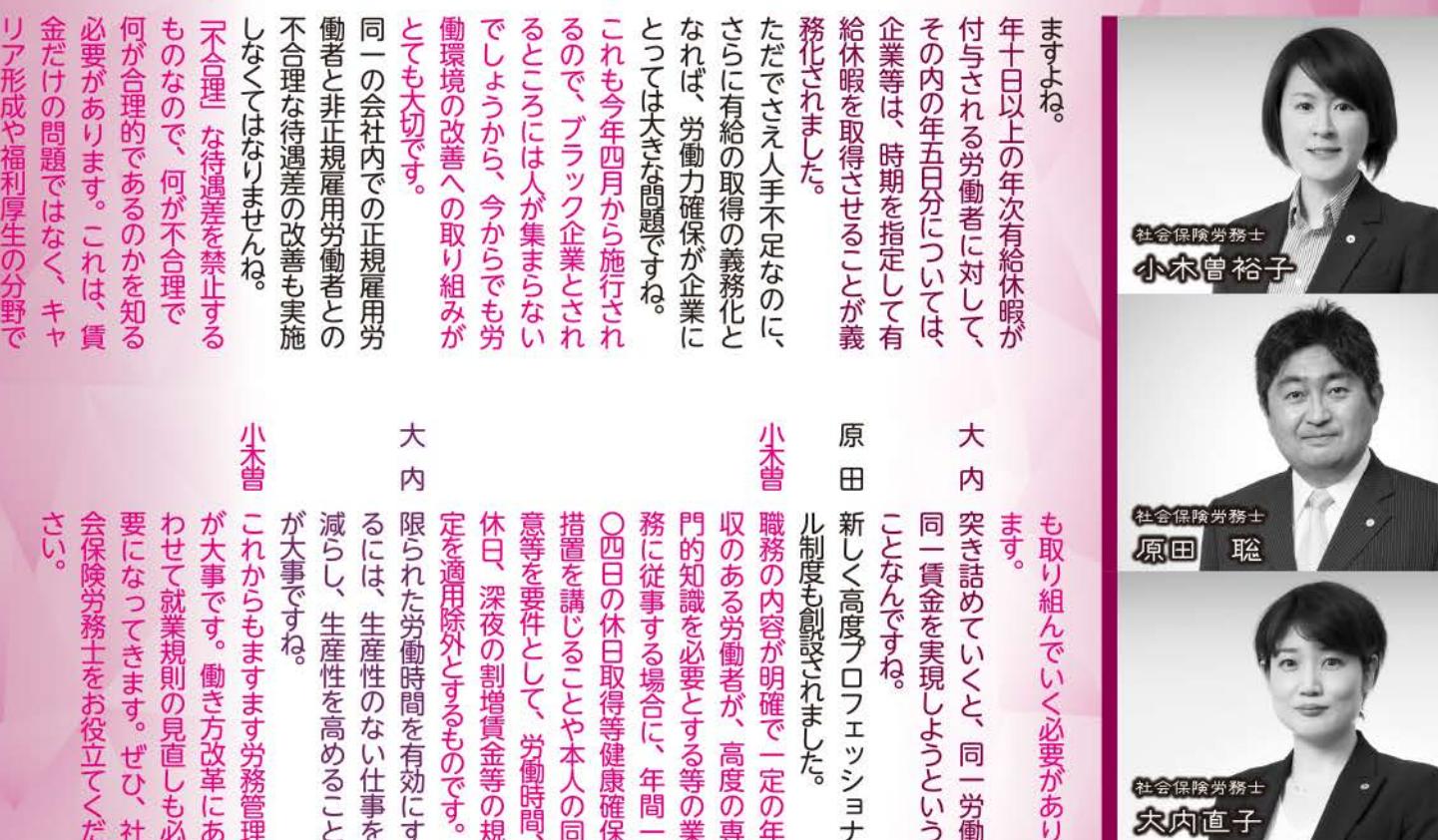
大内 突き詰めていくと、同一労働同一賃金を実現しようということなんですね。

原田 新しく高度ロフェッショナル制度も創設されました。

小木曾 職務の内容が明確で一定の年収のある労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間一〇四日の休日取得等健康確保措置を講じることや本人の同意等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とするものです。

大内 限られた労働時間を有効に使うには、生産性のない仕事を減らし、生産性を高めることが大事ですね。

小木曾 これからもますます労務管理



相続問題

～民法相続分野 改正～



今回は、直近に迫ってきた民法の相続分野の改正についてご説明します。

今回の改正は、40年ぶりの大幅見直しとなりますが、日本の高齢化の進展に伴って増加しつつある、相続開始時における生存配偶者の高齢化、相続人以外の方が介護を行う必要性、高齢者同士の再婚に対応することを主眼とする改正項目が盛り込まれています。

その中でも、特に影響が大きい配偶者の居住権を保護するための方策と自筆証書遺言の方式緩和についてご説明します。



弁護士 横井 優太

配偶者の居住権を保護するための方策

配偶者的一方が亡くなった場合には、夫婦の居住建物が複数の相続人によって相続され、その帰属が問題になることがあります。生存配偶者の側では長年住み慣れた居住建物を離れることに抵抗があると思います。仮に、他の相続人が居住建物を取得して、生存配偶者が建物から出て行くことになれば、将来の生活は不安定なものとなりかねません。

このような状況で生存配偶者の居住権を保護するため、二つの権利が新設されました。

一つ目は配偶者短期居住権です。

従来の判例の解釈では、亡くなった配偶者が、居住建物を生存配偶者以外の第三者に遺贈した場合や、生存配偶者が居住建物に住み続けることに反対の意思表示した場合には、生存配偶者は居住権を失う可能性がありました。

そこで、改正法では、生存配偶者が相続開始時に亡くなった配偶者の居住建物に無償で住んでいた場合、遺産分割に参加するときには居住建物の帰属が確定するまでの間、そうでない場合

には所有者から請求を受けてから6ヵ月間、居住建物を無償で使用する権利が新設されました。

二つ目は、配偶者居住権です。

相続人が生存配偶者とお子さんというケースで、遺産分割の結果、生存配偶者が居住建物の所有権を取得し、お子さんが預金を取得した場合、居住建物の時価相当額が預金の残高を上回っていれば、生存配偶者は預金を受け取れなくなるおそれがあります。

そこで、改正法では、亡くなった配偶者の遺言や相続人が行う遺産分割により、生存配偶者に、終身又は一定期間、居住建物の使用収益を認める権利が新設されました。このタイプの配偶者居住権を取得するケースでは、建物の所有権を取得するケースと比べ、生存配偶者が預金その他の財産を取得できる割合が多くなります。その結果、将来の生活のために一定の財産を確保することが可能になります。

自筆証書遺言の方式緩和

遺言に関しても、自筆証書遺言の作成方式に関するルールが一部見直されました。

自筆証書遺言とは、遺言者が遺言書を自筆で作成する遺言ことを言います。現行法では、自筆証書遺言を行うときは、遺言者ご本人が、遺言書に添付する財産目録等を含めた全文、日付、氏名を自書し、印鑑を押す必要がありました。

しかし、財産が複数あるケースでは、財産目録を自書するのに多大な手間が生じます。

そこで、改正法では、自書によらない財産目録の添付を認める

ことになりました。

具体的には、パソコンで財産目録を作成したり、通帳のコピーを添付したりすることができます。

ただし、この場合には、偽造防止のため、添付した財産目録の全ページに署名押印をする必要がありますので、注意が必要です。なお、当事務所では、遺言者の意思を確実に実現するために、公証役場での公正証書遺言の作成をお手伝いしております。お気軽にご相談ください。

相続法改正のスケジュール

改正法は、公布日である2018年7月13日から1年内に施行されることになっていますが、配偶者短期居住権と配偶者居住権は、公布の日から2年内、自筆証書遺言の方式緩和は平成31年1月13日から施行されます。

今後の相続に関してお悩みの方は、お気軽に当事務所までご相談ください。

当事務所では、昨年相続HPをリニューアルしました。

相続・高齢者問題に関する特別サイトも随時更新中です！【Q&Aや解決事例を多数掲載♪】

相続登記を司法書士が語る

2017年12月29日付の日本経済新聞の朝刊に、下記の記事が掲載されました。

政府は所有者不明の土地や空き家問題の抜本的な対策に乗り出す。現在は任意となっている相続登記の義務化や、土地所有権の放棄の可否などを協議し、具体策を検討する。法務省は早ければ2018年にも民法や不動産登記法の改正を法相の諮問機関である法制審議会（総合2面きょうのことば）に諮問する方針だ。

【日本経済新聞電子版から引用】

所有者が誰なのか分からず土地が全国的に増え続けている問題に対して、政府が「相続登記」の義務化を検討しているという内容です。そもそも不動産の所有者はなぜ、わからなくなってしまうのでしょうか。

不動産を取得する経緯には、まず誰かから買うケースがあります。法律上は、売主と買主で売買契約が交わされると、その時点で土地の所有権は買主に移ります。

しかし、売買契約だけでは、所有権が買主に移ったことが公になりません。そこで、登記（法務局に届け出ることによって、所有者の名義などを公にする仕組み）をするのが通常です。

しかし土地は売買だけではなく、親などから相続することによっても所有者が変わります。相続を代々重ねるうちに、所有者が不明となる例が少なくありません。

相続登記とは

所有者が亡くなると、その土地は原則として子どもら相続人の共同所有の扱いとなります。遺言や遺産分割協議に基づいて所有者が決まります。相続に伴って不動産の名義を変更する登記を、「相続登記」と呼んでいます。

売買とは異なり、専門家がかかわるとは限らず、名義を書き換えずに放っておくケースが多くあります。相続手続きが後回しにされるうちに、登記が忘れられることもあります。



名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277(代表)
FAX.052-971-7876

無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間:午前9時30分～午後5時30分

●事務所業務のご案内●

平成31年1月4日(金)より
業務開始いたします。

*ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

二〇九年、大きく時代が変わります。法律の世界も民法改正を翌年に控え大きく変わろうとし、私自身も何か大きく変わらなければと思いつ、新たな事に挑戦しておられます。願いが成就するかどうかは分かりません。さて今回のルネサンスはいかがでしたでしょうか？三重県初の伊勢駅前事務所の開業、民法改正、消費増税など話題がありすぎて紙面構成を考えるのが難しかったですが、興味を引く良い話題をセレクト出来たと思います。

ルネサンスの読者の皆様
明けましておめでとうござい
ます。

編集後記

早川

after word

※発送先の変更等をご希望される方は、弊所までご連絡ください(TEL:052-971-5277)

事務所のご案内



名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

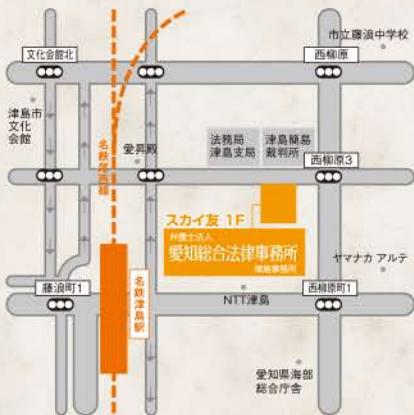
TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876



小牧事務所

〒485-0029 愛知県小牧市中央一丁目267番地
小牧ガスビル2階

TEL.0568-68-6061 FAX.0568-68-6062



津島事務所

〒496-0047 愛知県津島市西柳原町三丁目2番地
スカイ友1階

TEL.0567-23-2377 FAX.0567-23-3838



名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842 愛知県名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地
ソブレイ新瑞ビル4階

TEL.052-851-0171 FAX.052-851-0172



春日井事務所

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地
王子不動産名古屋ビル4階

TEL.0568-83-8177 FAX.0568-83-8170



日進赤池事務所

〒470-0125 愛知県日進市赤池一丁目3001番地
第25オーナンプラザ 3階

TEL.052-680-8501 FAX.052-680-8502



名古屋藤が丘事務所

〒465-0033 愛知県名古屋市名東区明が丘124番地1号
ami amiビル 3階

TEL.052-778-9997 FAX.052-778-9998



高藏寺事務所

〒487-0011 愛知県春日井市中央台一丁目2番地2
サンマルシェ南館1階

TEL.0568-37-3921 FAX.0568-37-3922



岡崎事務所

〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字寺東1番1号
名鉄東岡崎駅南庭ビル4階

TEL.0564-84-5700 FAX.0564-84-5709



岐阜大垣事務所

〒503-0015 岐阜県大垣市林町五丁目18番地
光和ビル4階

TEL.0584-84-2288 FAX.0584-84-2289



伊勢駅前事務所

〒516-0073 三重県伊勢市吹上1丁目7番7号
きりん第6ビル 208号

TEL.0596-20-3010 FAX.0596-20-3011